

電話通訳・テレビ通訳業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要項

電話通訳・テレビ通訳業務委託について、公募型プロポーザル方式により、次のように事業者を募集します。各事業者におかれましては、本業務委託に係る提案書を作成し、期日までに提出してください。

1 業務の概要

(1) 業務名

電話通訳・テレビ通訳業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお当業務は性質上、通訳サービスを継続して実施することが必要であることから、本業務の適正な履行が確認された場合、初回を含んで3回（初年度を含んで3年間）、尼崎市の会計年度毎に、初年度の受託者と随意契約の締結を予定している。ただし、令和6年度以降においてこの契約にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。

(3) 業務内容

外国籍住民及び手話を必要とする住民と円滑なコミュニケーションを図るため、タブレット端末を用いたテレビ通訳（多言語通訳及び手話通訳）、または電話機を用いた電話通訳（多言語通訳）を導入する。

詳細は仕様書のとおり。

2 契約条件

(1) 提案上限額

多言語通訳分と手話通訳分を合計し、1,089,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。なお、内訳については、以下のとおりとする。

ア 多言語通訳（電話通訳＋テレビ通訳）の提案上限額は、初期費用を含めて825,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

イ 手話通訳（テレビ通訳）の提案上限額は、初期費用を含めて264,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(2) 契約金額

契約金額には、本委託に係るすべての費用（システム運用費、通信費、オペレーター研修費ほか）を含める。定額制、従量制、その複合制など、様々な形態が考えられるが、最適と思われる料金体系を提案すること。その際、提案内容に応じた所要額を記載すること。

また、多言語通訳に係る所要額と手話通訳に係る所要額を分けて記載すること。

さらに、多言語通訳について、言語ごとに単価が異なる場合は、その旨が分かるよう記載すること。

なお、2年目以降の契約金額については、1年目の契約金額から初期費用を除いた金額とすること。

(3) 委託費の支払条件

当月の利用分に対して、受託者は翌月10日までに尼崎市へ業務報告書を提出し、業務の履行を確認した後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。なお、初期導入経費については初月の利用分とあわせて支払うものとする。

3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、以下の要件をすべて満たす者

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

イ 法人税、消費税及び地方消費税、尼崎市税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないものであること。

(3) 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けていないものであること。

(4) 尼崎市の入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。

(7) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている事業者ではないこと。

(8) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。

(9) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。

(10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

- (11) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (12) 尼崎市と同規模の地方公共団体、または公益財団法人等第3セクターにおいて、本委託業務と同等または類似した業務を履行した実績があること。

4 スケジュール

項目	日程
募集要項の公表	令和5年2月10日（金）から
質問の受付期限	令和5年2月20日（月）午後5時まで
質問の回答	令和5年2月27日（月）
企画提案書等応募書類提出期限	令和5年3月3日（金）午後5時まで
書類選定（1次選定）	令和5年3月7日（火）
書類選定結果決定、通知	令和5年3月8日（水）
プレゼンテーション（2次選定）	令和5年3月15日（水）予定
選定結果通知	手続き終了後速やかに

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問票」（様式2）に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話等による質問は受け付けない）。また、電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問期限

令和5年2月20日（月）午後5時まで（必着）

(3) 質問先

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課 担当：伊藤

Eメール：ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表する。

なお、手話通訳に関する質問については、当課において取りまとめ、障害福祉課に確認のうえ回答します。

(5) 審査基準等に関する質問は一切回答しない。

6 応募方法

応募する場合は、以下の必要書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式自由）

企画提案書には仕様書記載の内容を明確に盛り込んで作成すること。なお、提案にあたっては、提案内容やアピールポイントがわかるようにして記載すること。

ウ 見積書及び見積内訳書（様式自由）

1部は代表者印を押印すること。また、定額制、従量制、その複合制など、様々な形態が考えられるが、最適と思われる料金体系を提案すること。さらに、言語ごとに単価が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。

エ 事業実施体制（様式自由）

オ 受託等実績一覧（様式自由）

カ プライバシーマーク使用許諾証の写しまたは ISMS 認証登録書の写し

キ 会社概要（様式自由）・・・パンフレット等の会社概要で代用可。

ク 共同事業体構成表（様式3）※

ケ 共同事業体委任状（様式4）※

※ コンソーシアムで提案する場合に提出すること

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年3月3日（金）午後5時まで（必着）

持参または郵送によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。

(3) 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

（尼崎市役所中館7階）

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

(4) 提出部数

ア～キ 各8部（1部原本、残りの7部副本）

ク、ケ 各1部

(5) コンソーシアムで提案する場合

ア 複数業者で共同提案するときは、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。また、代表者は、「共同事業体構成表」（様式3）を提出すること。

イ 代表者とはならない提案者にあたっては、代表者へ本委託業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」（様式4）を提出すること。

(6) 応募の辞退について

応募書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、参加辞退届（様式5）を提出すること。

7 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

ア 1次選定（書類審査）

応募者数が5者を超えた場合は、ダイバーシティ推進課及び障害福祉課において1次選定を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選定する。なお、応募者が5者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び見積金額が委託上限額を超えた場合には失格とする。なお、1次選定の評価点数は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。

(ア) 実施予定日

令和5年3月7日（火）

(イ) 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールで通知します。

イ 2次選定（プレゼンテーション）

1次選定入選者によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する「電話通訳・テレビ通訳業務実施事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補者を選定する。

なお、プレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案書を提出していても選定の対象外となる。

(ア) 実施予定日

令和5年3月15日（水）

時間、開催場所等の詳細は、1次選定結果の通知とともに、電子メールで通知する。

(イ) 説明方法

企画提案応募者ごとに主たる担当者が説明することとする（※営業・事務担当者のみ説明は不可とする。）説明時間は20分程度、質疑応答10分程度の計30分程度予定しており、プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。パワーポイント等を利用する場合には、企画提案書提出時に必ず申し出ることとし、パソコンについては応募者の持込とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。

(ウ) 審査、結果通知

審査については非公開で行い、審査の経過、選定結果に関する問い合わせは受け付けない。選定結果については、後日通知する。

(2) 選定基準

次の選定基準により採点する。なお、市内業者又は準市内業者であれば一定の加点を行う。事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行うので、企画提案書に記載すること。

- ア 幅広い言語に対応できるか
- イ 対応時間の柔軟性
- ウ 外国語通訳及び手話通訳の正確性
- エ 職員向けの操作研修等導入にあたっての職員へのサポートは十分か
- オ 業務の履行体制の安定性
- カ 個人情報保護に向けた管理体制
- キ コストの妥当性
- ク 同種事業の受託実績

8 契約の締結

- (1) 選定の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定する。
- (2) 応募者が1者の場合であっても、選定会議を行うものとし、選定の結果、企画内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- (3) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (4) 企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映する。ただし、契約締結段階において、契約候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更及び削除を行うことがある。
- (5) 何らかの理由で契約候補者との契約が不可能となった場合は、次点候補者から繰り上げて交渉を行うことがある。
- (6) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

9 その他留意事項

- (1) この募集に伴い、要する費用については、すべて事業者の負担とする。
- (2) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、提出した参加者に帰属することとする。
- (5) 企画提案書等応募書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 企画提案書等応募書類は、契約候補者の選定以外では提出した参加者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 提出期限以降における企画提案書等応募書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (9) 提出された企画提案書等応募書類は、尼崎市情報公開条例（平成 16 年条例第 47 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (11) 本業務受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、尼崎市は契約を解除できるものとする。この場合、尼崎市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して尼崎市は一切の責任を負わないものとする。
- (13) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとする。

10 問い合わせ先

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目2番1号（尼崎市役所中館7階）

担 当：伊藤

電 話：06-6489-6658 FAX：06-6489-6661

メール：ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

※手話通訳に関する問い合わせについても、当課において取りまとめ、障害福祉課に確認のうえ回答します。

以 上